

市街化調整区域における公共下水道整備について

●市街化区域と市街化調整区域

わが国では、昭和 30 年代より、人口や産業の都市への集中が激しくなり、広範囲にわたって都市化現象が進行し、生活環境が悪化してきました。そのため、神戸市では、昭和 45 年に都市地域を、市街化を促進する区域としての市街化区域と市街化を抑制する区域としての市街化調整区域（以下、調整区域）に分け、均衡ある健全な市街地の形成を図り、良好なまちづくりを進めてきました。

●神戸市の公共下水道事業

神戸市の近代的下水道事業は、昭和 26 年（1951 年）から既成市街地の下水道整備を始め、市街化区域の下水道整備が進みだした昭和 50 年代になると調整区域でも下水道整備を求める地域住民の要望が出されていました。

●生活排水処理計画と公共下水道整備

神戸市では、昭和 63 年（1988 年）に「神戸市生活排水対策基本方針」、平成元年（1989 年）に「神戸市生活排水処理計画」を策定し、中・長期的な視点から生活排水対策に推進に努めてきました。

そのうち、調整区域の公共下水道整備方針として、**汚水幹線通過による効率的整備の可否や都市計画税負担の公平性確保のための負担金徴収、要望地域住民全員の同意等の条件を付して整備を進めることとしていました。**

そして、調整区域における公共下水道事業対象地区の整備は平成 17 年度に完了しましたが、事業完了後の公共下水道接続希望者に対応するため、事業対象地区の整合性等の一定の条件を満たした場合に限り、**負担金徴収を行ったうえで汚水本管整備を伴う接続を可能としていました。**

●負担金廃止と接続条件の見直し

神戸市では、調整区域における負担金について、平成 28 年度末をもって運用を廃止しました。また負担金を廃止したため、**税負担の公平性確保のために、汚水本管整備を伴わず、一定の条件を満たした場合に限り、公共下水道への接続を認めるものに見直しました。**